平成２９年（フ）第２５２号
山梨県中巨摩郡昭和町河西1491番地　ハイムリバーサイドⅡ106号
債務者　堀清水　稔
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板山　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
佐賀県神埼市千代田町崎村970番地４
債務者　江頭裕次郎
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
大分県由布市湯布院町川上941番地
債務者　川端　　智
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
宮城県角田市角田字泉町47番地１　パルシティ泉202号
債務者　ＳＵＧＡＩ　ＭＥＬＡＮＩＥ　ＨＡＬＩＭ（スガイ　メラニー　ハリム）
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第４８６４号
大阪府東大阪市友井５丁目２番40号　マンション静　206号
債務者　Ｂａｒ　ＧＬＡＤこと　中村　恭兵
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春木　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１号
大分県別府市大字鶴見2991番地　サンパティーク水車205号
債務者　上山　博美
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津木　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
大分県中津市沖代町１丁目６番29号
債務者　小林　達也
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６号
大分県中津市沖代町１丁目６番29号
債務者　小林　美紀
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　昭広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６１号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目３番38―501号
債務者　原口　輝也
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　聡司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５２７５号
大阪府吹田市南正雀２丁目40番10号
債務者　面田　和子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相川　大輔
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４８７号
静岡県磐田市豊岡6462番地　しきじの杜、前住所静岡県磐田市東新町１丁目３番Ａ　505号
債務者　神谷　達典
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６４５号
北九州市小倉北区今町１丁目２番４―501号
債務者　後藤　武志
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６４６号
北九州市小倉北区今町１丁目２番４―501号
債務者　後藤　仁美
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６３号
福岡県中間市中央５丁目14番７号
債務者　杉尾　　大
1　決定年月日時　平成29年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６７号
北九州市八幡西区南王子町11番８―305号
債務者　川崎恵美子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８０号
北九州市八幡西区友田３丁目４番24―502号
債務者　増永　尚子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８３号
北九州市八幡東区尾倉３丁目９番20―705号
債務者　香月　和子
1　決定年月日時　平成29年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６８９号
北九州市八幡西区幸神３丁目５番３―805号
債務者　伊藤三枝子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部